

令和5年10月

お客さま各位

湖東信用金庫

インボイス制度開始に伴う湖東信用金庫の対応について

平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

令和5年10月1日よりインボイス制度（適格請求書等保存方式）が開始されました。

湖東信用金庫は、適格請求書発行事業者（登録番号 T8160005006473）として登録を完了しておりますので弊金庫が役務提供するサービスに対し、お客さまがお支払いいただく各種手数料に含まれる消費税については、当金庫の交付するインボイス（適格請求書）により仕入税額控除を受けることができます。

つきましては、インボイス制度開始に伴う弊金庫の対応について、下記の通りとしましたのでお知らせいたします。

記

1. 店頭でお支払いいただく手数料

振込手数料、残高証明書発行手数料（除く継続発行）、融資関係手数料など取引の都度店頭でお支払いいただく手数料に対しては、インボイスの要件を満たした領収書等を交付致します。

2. 自動振替等でお支払いいただく手数料

インターネットバンキング手数料、口座振替手数料、保護預かり箱（貸金庫）・夜間金庫手数料、残高証明書発行手数料（継続発行）などは、新たに「インボイス管理票」を交付できるように致します。

3. ATM および自動両替機でのお取引

ATM での振込手数料、自動両替機手数料の「ご利用明細」等の様式は、現行との変更はありません。3万円未満のATMや自動両替機の手数料は、「自動販売機および自動サービス機により行われる商品の販売等（自動販売機特例）」に該当し、インボイスの交付義務が免除されるため、インボイスの発行はいたしません。

以上

※本件に関する問い合わせ先：湖東信用金庫 総務部<0748-20-2550>